

議案第171号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）
-----------	------------------------------------	---

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、複数の執行機関に属する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、これらの執行機関が協議して定める執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会を執行機関の附属機関として設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
省 略	省 略	省 略
教育委員会	省 略	省 略
市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務（他の所管に属するものを除く。）

(委 任)

第2条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、複数の執行機関に属する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、これらの執行機関が協議して定める執行機関が定める。